

# 笠間市教育情報セキュリティポリシー

## 1. 目的

学校教育の情報化の進展により、児童・生徒、その保護者等の個人情報を含む情報資産の一層適切な管理・運用が求められる。そのため、本市においては学校における情報セキュリティ強化の観点から令和2年2月に「笠間市教育情報セキュリティ対策基準を定める要領」を策定した。その後、GIGAスクール構想の実現に基づく、1人1台端末の整備やクラウドサービスの本格活用、生成AIなど学校のICT環境の変化に伴って文部科学省のガイドラインが改訂され、本市においても安全かつ適切な情報管理を行っていくことを目的に、最新のガイドラインに準拠した情報セキュリティ対策が必要であり、「笠間市教育情報セキュリティポリシー」を都度見直し、これに基づき適正に対応していく。

## 2. 笠間市教育情報セキュリティポリシーの構成と文書体系

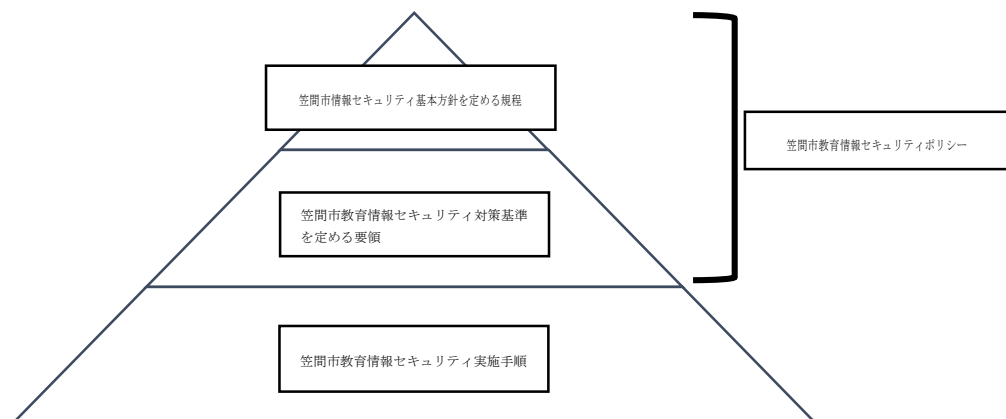
「笠間市教育情報セキュリティポリシー」は、学校が保有する情報資産に対する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的に取りまとめたものである。

「笠間市情報セキュリティ基本方針を定める規程」は、笠間市が保有する情報資産を、学校の職員も含めた取り扱う全職員に浸透、定着させることを目的としており、安定した統一的な規範であることが求められる。一方、クラウドサービス等のインターネット接続を前提としたシステムの普及に伴う、環境の変化に柔軟に対応する必要から、「笠間市教育情報セキュリティ対策基準を定める要領」を改定し、総称して「笠間市教育情報セキュリティポリシー」とする。

学校現場が適切に履行できるよう、具体的な手順等をまとめたマニュアルである「笠間市教育情報セキュリティ実施手順」を別途定めるものとする。

「笠間市教育情報セキュリティ対策基準を定める要領」および「笠間市教育情報セキュリティ実施手順」は公開することにより悪用されることが想定され、非公開とする。

### 【セキュリティポリシー体系のイメージ】



本セキュリティポリシーは令和8年2月24日から適用する。